

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (1) 労働時間

##### 1) 概況

37年における平均実労働時間数は、36年に比べ、各産業にわたって著しい減少を示した。毎月勤労統計調査によると37年における調査産業総数の1人平均月間総実労働時間数は197.7時間で、36年に対して1.6%の減少となったが、この減少率は27年以降の最大であり、水準としてはほぼ30年当時の状態にまでもどつたことになる。(増減率は、調査事業所の抽出替えを勘案した修正値による。以下同じ。)

第3-1表 労働時間数、出勤日数の対前年同期増減率

第3-1表 労働時間数、出勤日数の対前年同期増減率

(調査産業総数)

(%)

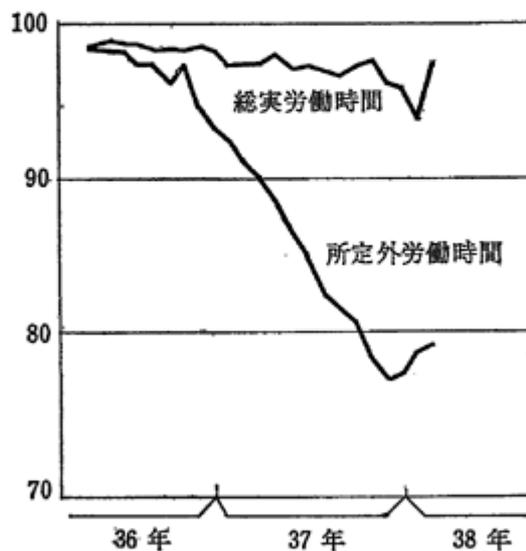
年	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数
31年平均	2.5	1.2	15.7	1.3
32	△ 0.1	△ 0.7	4.7	△ 1.2
33	△ 0.8	0.0	△ 7.5	0.0
34	1.3	△ 0.1	14.0	0.0
35	1.5	1.0	5.7	0.8
36	△ 1.3	△ 1.1	△ 3.1	△ 1.2
37	△ 1.6	△ 0.2	△ 13.4	0.0
36年上期	△ 1.4	△ 1.2	△ 2.7	△ 1.2
下	△ 1.2	△ 0.9	△ 3.5	△ 0.8
37年上	△ 1.6	△ 0.6	△ 9.7	0.0
下	△ 1.7	0.1	△ 17.0	0.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

調査産業総数

第3-1図 労働時間数の推移

第3-1図 労働時間数の推移（調査産業総数，季節変動調整済）  
（35年=100）



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

このような平均総実労働時間数の減少は、主として所定外労働時間数の大幅な減少に基づくもので、所定外労働時間数は、36年の21.7時間から18.8時間へと13.4%減少している（第3-1表）。これに対して所定内労働時間数は、179.3時間から178.9時間へと0.2%の軽微な減少にとどまった。

季節性を除去した指数によって調査産業総数の月間総実労働時間数、所定外労働時間数の推移をみると、減少は36年末に始まり、37年末頃まで継続していて、この間の所定外労働時間数の減少の幅は10～12月の前年同期比でみて18.4%減にのぼっている（第3-1図）。

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (1) 労働時間

#### 2) 産業別の動向

---

産業大分類別に平均総実労働時間数の動きをみると、鉱業を除き各産業とも、所定外労働時間数が景気調整の影響を受けて激減したのにもなって大幅に減少しており、その減少率は、建設業、製造業、卸売小売業では27年以降の最高であり、また、金融保険業、運輸通信業では27年以降の最高と同程度であった（第3-2表）。

第3-2表 産業大分類別平均月間労働時間数の対前年同期増減率

第3—2表 産業大分類別平均月間労働時間数の対前年同期増減率

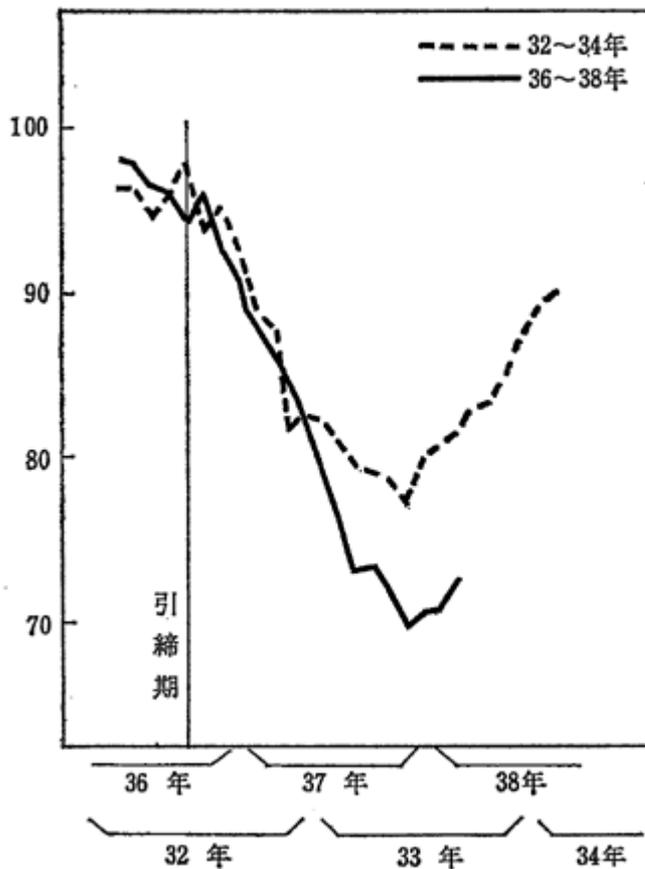
(%)

年	飲 業	建設業	製造業	卸 売 業 小 売 業	金 融 業 保 険 業	運 輸 業 通 信 業	電 気 ガ ス 水 道 業
総実労働時間							
31年平均	1.3	2.9	3.2	2.1	2.1	1.0	0.4
32	0.3	0.6	△0.4	△0.3	0.3	0.1	△1.2
33	△1.3	0.3	△1.4	1.2	△0.9	△0.6	△1.1
34	△1.2	2.6	1.7	0.0	△0.1	0.7	0.5
35	2.4	1.6	1.2	1.0	0.6	2.0	1.1
36	△0.9	0.0	△1.8	△0.8	△0.6	0.1	△0.3
37	△0.2	△0.7	△2.5	△1.0	△0.9	△0.6	△0.7
36年上期	△1.7	△0.5	△2.0	△0.6	△0.6	0.2	△0.9
下	△0.3	0.4	△1.7	△1.0	△0.7	0.1	0.3
37年上	2.1	△0.5	△2.4	△1.1	△1.5	△0.6	△0.7
下	△2.2	△0.8	△2.6	△1.0	△0.2	△0.7	△0.5
所定外労働時間							
31年平均	19.5	20.0	21.6	7.3	1.7	△0.7	△5.7
32	10.1	11.1	2.7	0.0	3.3	11.1	0.0
33	△3.1	△3.2	△11.7	1.7	4.8	△2.5	△9.8
34	△4.1	16.0	17.2	3.3	7.6	14.7	0.7
35	7.0	7.3	5.0	△0.8	5.7	10.6	0.7
36	2.6	△9.1	△4.0	△3.3	△6.7	7.1	2.7
37	2.1	△7.1	△18.3	△11.8	△5.0	△2.8	△7.8
36年上期	0.4	△8.6	△3.2	△0.8	△5.3	7.7	△0.7
下	4.7	△9.5	△4.4	△4.0	△8.2	5.9	6.0
37年上	9.4	△5.5	△13.6	△11.0	△6.3	△0.5	△3.4
下	△3.7	△8.5	△23.3	△14.0	△3.7	△5.6	△11.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

第3-2図 景気調整期における所定外労働時間の推移

第3-2図 景気調整期における所定外労働時間の推移  
(製造業, 季節変動調整済, 35年=100)



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

景気後退の影響を直接受ける製造業においては、年平均の所定外労働時間数の減少は18.4%におよび、とくに下半期には減少が大きくなっている。37年においては、年間を通じて減少が続いたため、年の途中で増勢に転じた33年当時と比べると、年平均では労働時間数の減少が大きいのは当然であるが、景気後退期を通じてのピーク時点からその底にあたる時期までの低下率を比べてみても、37年には32年から33年にかけてのそれよりはるかに大きかった(第3-2図)。このような所定外労働時間数の著しい減少のため、製造業の総実労働時間数は27年以降最大の2.5%の減少を示すこととなった。

37年における労働時間数の減少の幅がこれまでになく大きかった原因としては、1)これまでの盛んな設備投資によつて生産能力が著しく増大していること、2)求人難の状態が続くことが予想されるため景気回復後への考慮からも人員削減を行わず、時間外労働の削減等によつて生産調整に対応しようとする傾向がみられたこと、3)求人難を背景とする労務管理改善の一環としての休暇、休日の増加、残業の規制などの傾向が中小規模の事業所を中心として現われて来たこと、などの要因が考えられる。

37年には製造業だけでなくこれまで景気後退期にも減少することの少なかつた建設業と卸売小売業においても総実労働時間数がそれぞれ0.7%、1.0%の減少を示した。建設業の総実労働時間数の減少は、所定外労働時間数が36年の対前年9.1%の減少に引続き、さらに7.1%の減少を示したことによるもので、27年以来はじめての減少である。また、卸売小売業の総実労働時間数も、所定外労働時間数の減少によつて、36年に引続いて減少を示した。これらの産業においては、とくに、中小規模の事業所を中心として、週体制、一斉閉店制など、求人難を背景とする労務管理改善の一環としての労働時間の短縮が進められていることが、減少の一つの原因になっていたと考えられる。建設業では37年9月現在100万人以上の労働者について一斉週休制が実施されており(第3-3表)、また、卸売小売業についても、商店街等を中心に一斉閉店制や一斉週休制の普及が進められている。労働基準局調べによる一斉閉店制の適用労働者数は36年4月現在約46万、37年4月現在約69万、38年1月現在約130万(いずれも理美容業などサービス業を含む数である。)と大きく伸びており、週休制実施労働者数も同様に大幅に増加している(第3-4表)。

総労働時間数の対前年同期増減率を上半期と下半期とに分けてみると、卸売小専業、金融保険業、電気ガス水道業では上半期の減少率の方が大きかった。しかし、所定外労働時間数では金融保険業を除き各産業とも下半期の減少率の方がかなり大きくなっている。もっとも、製造業における所定外労働時間数の推移を季節変動調整済指数によつてみると、37年11月頃を底として以後徐々に増勢に向つている（第3-2図）。

第3-3表 建設業一斉週休制実施状況

第3-3表 建設業一斉週休制実施状況

(37年9月30日現在)

(人)

実施区分	計	完全一斉週休	月3回一斉	月2回一斉	月1回一斉
労働者数	1,064,635	48,259	2,945	746,403	267,028

出所 労働省労働基準局

完全一斉週休のほかは、月間1回ないし3回を一斉週休とし、他の週休は交替で休むものである

第3-4表 商業等一斉週休制実施労働者数

第3-4表 商業等一斉週休制実施労働者数

(人)

年 月	計	完全一斉週休	月3回一斉	月2回一斉	月1回一斉
34年4月	965,847	—	—	—	—
36年1月	1,971,119	502,276	79,137	705,387	684,319
38年1月	2,145,708	666,874	271,614	809,974	397,246

資料出所 労働省労働基準局

(注) 1) 対象業種は卸売業小売業・サービス業等の非工業的業種で、商店街等の地域事業団体を中心に普及が進められている

2) 第3-3表の注参照

## 第2部 各論

## 3 労働時間と労働災害

## (1) 労働時間

## 3) 製造業内の各産業における動き

製造業中分類別に総実労働時間数の対前年増減率をみると、どの産業も減少しているが、比較的減少の程度が小さかったものは、食料品、衣服、出版印刷、化学、石油石炭製品、精密機器など37年に生産の停滞していない産業である。これらの産業ではまた下半期になると減少率が落ちてきている。これに対して、鉄鋼(4.8%減)、非鉄金属(3.8%減)、機械(4.3%減)、輸送用機器(3.8%減)、パルプ、紙(3.0%減)などの産業ではその減少が目立っている。このうち、パルプ・紙は生産能力の過剰のため生産調整を行っていたものであるが、37年中頃からは生産が回復に向かい、これにともなって総実労働時間数の減少率も下期には上期に比べて小さくなっている。一方鉄鋼、非鉄金属、機械、輸送用機器などでは景気論整による設備投資削減の影響を強く受けて著しい減少を示し、機械を除きいずれも下期の減少率が上期のそれを大幅に上回っている(第3-5表)。

第3-5表 製造業主要中分類別平均月間労働時間数の対前年同期増減率

第3-5表 製造業主要中分類別平均月間労働時間数の対前年同期増減率

(%)

産 業	総 実 労 働 時 間				所 定 外 労 働 時 間			
	36 年	37 年	37年上期	37年下期	36 年	37 年	37年上期	37年下期
製造業計	△1.8	△2.5	△2.4	△2.6	△4.0	△18.3	△13.6	△23.3
食料品	△1.0	△2.1	△2.6	△1.7	1.4	△13.9	△12.9	△14.8
織 雑	△3.1	△1.4	△1.9	△0.9	△9.4	△19.9	△21.0	△18.7
衣 服	△0.8	△1.3	△1.3	△1.2	△4.3	△25.6	△27.8	△23.1
パルプ紙	△1.1	△3.0	△3.2	△2.8	△5.2	△17.2	△15.3	△18.7
出版印刷	△2.4	△1.2	△2.0	△0.4	△6.3	△8.2	△9.3	△7.0
化 学	△0.9	△0.6	△1.0	△0.2	2.7	△10.5	△7.9	△13.2
石油石炭製品	△0.4	△1.5	△1.7	△1.2	△1.0	△14.6	△15.1	△14.0
窯 業	△1.8	△2.3	△2.0	△2.7	△3.1	△16.4	△10.4	△22.5
鉄 鋼	△1.0	△4.8	△3.8	△5.8	△1.1	△24.3	△15.3	△33.7
非鉄金属	△1.9	△3.8	△3.4	△4.1	△2.4	△20.4	△15.9	△25.0
金属製品	△1.8	△2.8	△3.4	△2.4	△11.4	△18.3	△16.2	△20.4
機 械	△2.5	△4.3	△4.5	△4.1	△9.4	△26.3	△19.6	△33.1
電気機器	△2.3	△2.4	△1.4	△3.4	△10.3	△20.6	△12.0	△29.1
輸送用機器	△2.2	△3.8	△2.8	△4.8	△4.0	△19.8	△11.7	△27.7
精密機器	△3.0	△1.8	△1.7	△1.9	△4.5	△15.4	△11.6	△19.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (1) 労働時間

#### 4) 規模別の動き

事業所規模の大小による実労働時間のちがいをみると、一般に、規模の大きい事業所では規模の小さい事業所に比べて、所定外労働時間は長い、所定内労働時間が短く、総実労働時間では、規模の大きい事業所ほど短い傾向がある。過去の景気後退期には、このような事業所規模による総実労働時間数のちがいが大きくなや事実がみられた。このことは37年にも同様であったが33年の場合と比較するとその程度が軽微であったのが特徴的である。

33年には、平均月間総実労働時間数の規模によるちがいはかなり大きくなった。これは大規模事業所の出勤日数が操業短縮のために減少し、これに応じて所定内労働時間数が減少したのに対して、中小規模事業所では出勤日数の減少がなく、所定内労働時間数に影響がなかったために、所定内労働時間数のちがいが大きくなったことと、所定外労働時間数の減少の幅が大規模事業所において大きく、中小規模事業所ではそれほど減らなかったことの結果であった。これに対して、37年の場合には、出勤日数の変化については規模によるちがいが少なく、所定内労働時間数の規模によるちがいはむしろ縮小気味であったうえに、所定外労働時間数の対前年減少率は規模によって大差がなかった。その結果、調査産業総数で33年には500人以上の事業所の総実労働時間数を100とする格差が、前年に比べ、100～499人では1.9ポイント、30～99人では2.5ポイント拡大したのに対して、37年にはそれぞれ0.2ポイントの拡大でほとんど変化がなかった(第3-6表)。

第3-6表 事業所規模別平均月間労働時間数格差

第3-6表 事業所規模別平均月間労働時間数格差

(調査産業総数)

(規模500人以上=100)

年	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	100～ 499人	30～99人	100～ 499人	30～99人	100～ 499人	30～99人	100～ 499人	30～99人
31年	101.4	104.1	104.3	107.1	78.6	80.8	100.4	101.7
32	101.1	103.3	104.2	106.6	77.9	77.9	100.8	102.1
33	103.0	105.8	105.3	108.2	84.0	85.4	101.3	103.4
34	102.8	105.5	105.4	108.2	83.6	85.3	101.3	102.5
35	102.0	104.2	104.8	107.3	81.5	82.3	100.8	102.1
36	102.4	104.3	104.9	107.7	85.0	77.3	100.4	102.1
37	102.6	104.5	104.6	107.2	86.7	82.4	100.4	101.7

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

これを製造業についてみると、33年以降年々縮小してきた総実労働時間数の規模によるちがいが、37年には再び拡大しているが、その程度は軽微で、まだ、35年当時の格差まで戻っていない(第3-7表)。製造業の所定内労働時間数の規模によるちがいは、33年以降年々小さくなっており、37年にもその傾向は変らなかった。

一方、所定外労働時間数の対前年減少率は、500人以上の事業所で19.7%減、100～499人の事業所で19.1%減、30～99人の事業所で、16.5%減であり、大規模事業所でやゝ大きくなっているが、これを、33年における対前年減少率がそれぞれ、15.4%、10.1%、8.4%であったのに比較すればその間に著しい相違がある（第3-8表）

第3-7表 事業所規模別平均月間労働時間数および出勤日数格差

第3-7表 事業所規模別平均月間労働時間数および出勤日数格差  
(製造業，規模500人以上=100)

年	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	100～ 499人	30～99人	100～ 499人	30～99人	100～ 499人	30～99人	100～ 499人	30～99人
31年	103.4	107.2	105.6	108.2	87.0	100.0	100.0	100.8
32	103.5	106.7	105.9	109.4	86.2	87.9	100.0	100.8
33	105.4	109.5	108.6	110.7	92.3	99.0	100.8	102.1
34	104.8	109.1	106.9	110.7	90.7	98.4	100.4	101.7
35	103.8	107.5	106.4	109.4	86.8	95.1	99.6	100.4
36	103.5	106.3	105.8	108.9	88.8	88.8	100.0	100.0
37	103.6	106.6	105.4	108.3	89.4	92.3	99.8	99.6

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

第3-8表 事業所規模別平均月間労働時間数の対前年増減率

第3-8表 事業所規模別平均月間労働時間数の対前年増減率  
(製造業) (%)

年	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人
31年	3.8	3.0	2.4	1.0	1.4	1.0	30.8	20.0	17.0
32	Δ0.6	Δ0.2	Δ0.7	Δ1.1	Δ0.6	Δ0.8	3.4	3.3	0.0
33	Δ2.4	Δ1.2	Δ0.6	Δ0.5	Δ0.1	0.4	Δ15.4	Δ10.1	Δ8.4
34	2.0	1.6	1.6	0.1	Δ0.1	Δ0.2	17.8	17.4	17.9
35	2.0	1.1	0.4	1.3	0.7	0.0	6.5	4.8	3.3
36	Δ1.3	Δ2.0	Δ2.2	Δ1.4	Δ1.7	Δ1.4	0.8	Δ4.2	Δ8.7
37	Δ2.5	Δ2.4	Δ2.2	0.0	Δ0.3	Δ0.5	Δ19.7	Δ19.1	Δ16.5
37年上期	Δ1.8	Δ2.6	Δ2.5	Δ0.5	Δ0.8	Δ1.0	Δ11.6	Δ15.9	Δ15.0
下	Δ3.2	Δ2.4	Δ1.9	0.4	0.1	0.1	Δ27.4	Δ22.4	Δ18.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

このように、所定内労働時間数のちがいの縮小傾向と、所定外労働時間数の減少が中小規模事業所でも大きかったことが、総実労働時間数の規模によるちがいの拡大を軽微にとどめたものである。中小規模の事業所の所定外労働時間数の減少が大きかったのは、景気後退の影響のほかに、前述のような労務管理改善の一環としての労働時間短縮の効果が重なったためと見られ、こうした傾向は36年から引続いている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (1) 労働時間

#### 5) 労働時間制度の動向

#### (イ) 労働時間短縮への動き

---

近年労働時間の短縮問題が労働運動の中心的課題の一つとして登場し、賃金や雇用の問題と並んで労使の関心の的となってきた。労政局の調査によると、所定労働時間の短縮、休日休暇の増加、時間外労働の規制など何らかの形で時間短縮の要求を行なった組合の数は、36年春闘では395であったが、37年春闘には990に増加した。労働時間短縮に関する要求事項の総数では、36年の569が37年には1,460となり、このうち、それぞれ185,581の要求については少なくともその一部が実現している(各年4月末日現在)。

また、この2,3年の間にいくつかの企業で、生産性向上の観点から積極的に週休二日制、夏季一斉休暇制などを打出す事例も見受けられるようになっている。他方中小企業の分野では、最近の若年層の求人難に直面し、上述のように週休制、一斉閉店制の採用などによって労働時間の短縮を図り労務管理の改善を行なう動きがみられる。

労働時間制度調査の結果によると、製造業のうち調査対象となった食料品、木材・木製品、パルプ・紙、化学、非鉄金属、精密機器の6産業の841の事業所のうちで35年から37年までの3年間に所定労働時間の短縮を行なった事業所は、35年には14、36年には52、37年には54となっており、数としては少ないが年ごとに増加する傾向を示している。

---

## 第2部 各論

## 3 労働時間と労働災害

## (1) 労働時間

## 5) 労働時間制度の動向

## (ロ) 所定労働時間別労働者構成の変化

このような労働時間短縮への動きは、全体としてみれば未だその緒についたばかりであるが、所定労働時間別の労働者構成の面からみると、最近かなり著しい変化があらわれている。すなわち、37年における前記6産業の週当り所定労働時間別労働者構成を、それぞれ33年または34年の場合と比較してみると、それ以前に時間短縮がかなり進んでいたとみられる化学を除けば、大体48時間の比率が減少し、42時間または45時間の比率が増大している(第3-9表)。変化の比較的大きいのは、木材・木製品と精密機器であるが、前者は、労働集約的な中小企業性の産業であって、34年にはほぼ80%にのぼる労働者が48時間に集中していたのが37年には53%へと大きく減少し、これに代つて45時間以下が8.7%から38.5%へと伸びている。これらの労働者構成の変化には、所定労働時間の短い大企業での雇用の増加の影響も少なくないと思われるが、しかし、各企業における所定労働時間短縮の結果がこゝに現われていることは否定できない。

第3-9表 週当り所定労働時間別労働者構成

第3-9表 週当り所定労働時間別労働者構成(規模計)

(産業別労働者数=100)

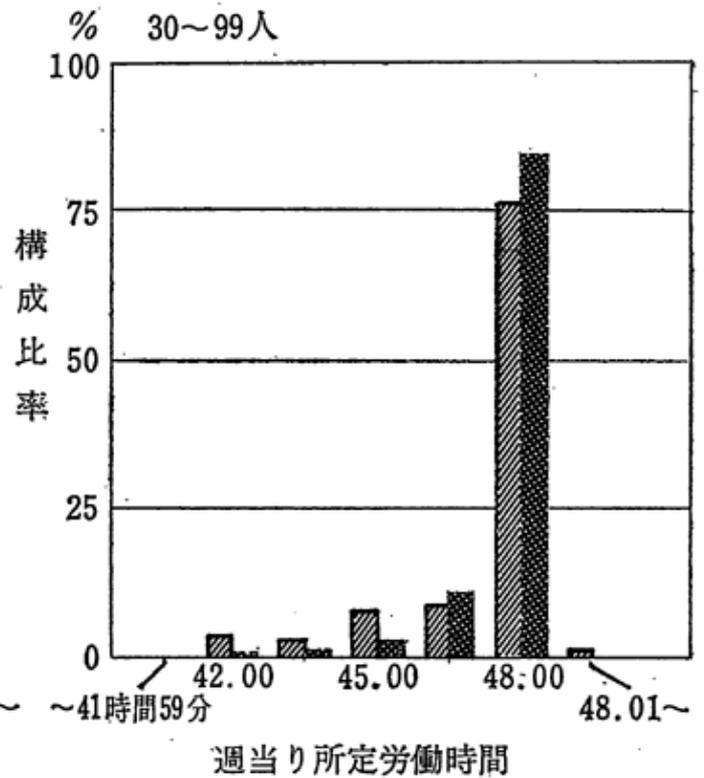
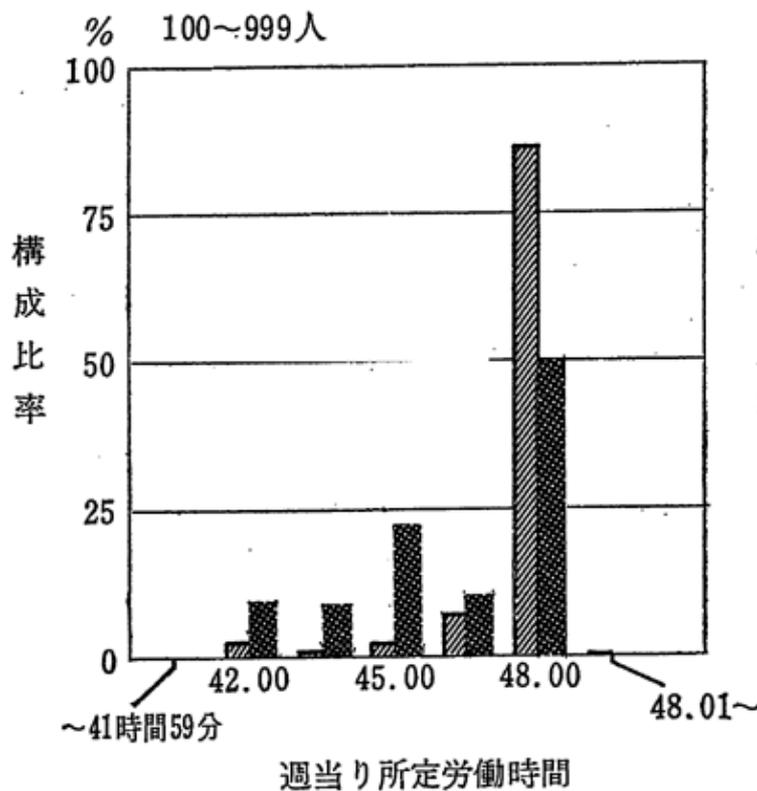
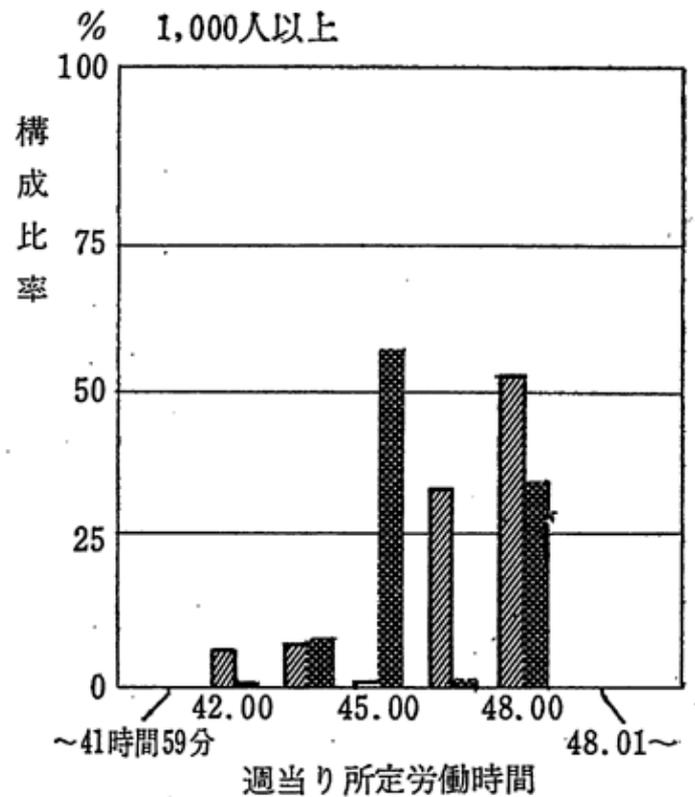
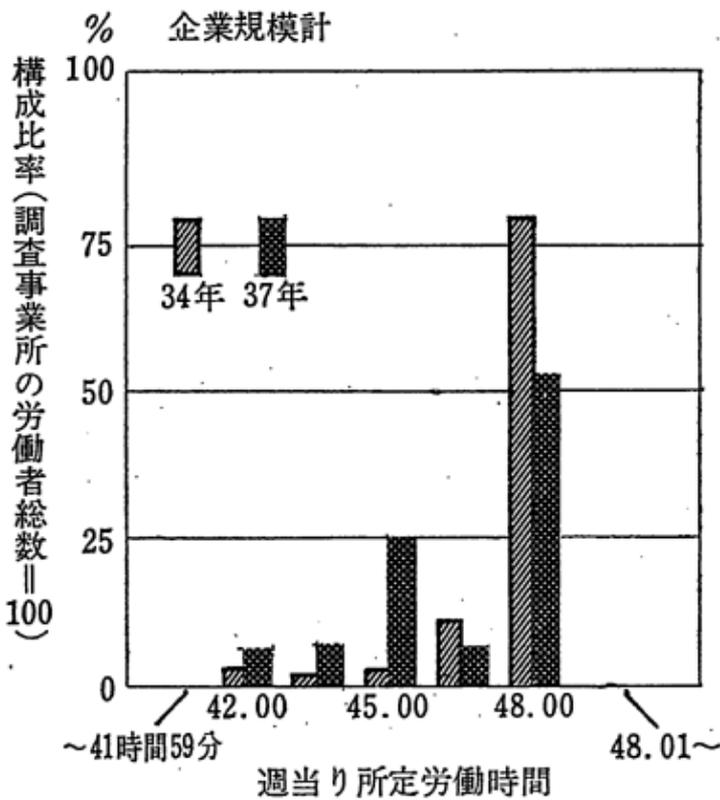
(%)

産業・年	41時間 59分以下	42.00	42.01~ 44.59	45.00	45.01~ 47.59	48.00	48.01~
食料品							
33年	0.6	34.8	9.9	13.1	1.7	39.3	0.5
37	0.1	48.5	3.1	1.5	5.3	41.4	0.1
木材・木製品							
34年	—	3.3	2.3	3.1	11.4	79.6	0.3
37	—	6.1	6.9	25.5	8.5	53.0	—
パルプ・紙							
33年	0.2	60.7	3.7	5.9	2.0	27.3	0.2
37	0.7	66.4	8.0	2.1	2.5	20.3	—
化学							
34年	1.1	60.2	13.4	14.9	2.5	7.9	—
37	3.7	53.8	12.4	17.9	4.2	8.0	—
非鉄金属							
34年	0.1	61.8	6.2	8.7	3.1	19.7	0.3
37	0.2	69.4	2.2	8.4	13.6	6.2	—
精密機器							
33年	—	17.8	15.6	13.8	11.2	41.5	0.1
37	1.6	26.5	17.4	15.5	20.8	18.2	—

資料出所 労働省「労働時間制度調査」

第3-3図 企業規模別所定労働時間別労働者構成の変化

第3—3図 企業規模別所定労働時間別労働者構成の変化  
(木材・木製品)



所定労働時間別労働者構成の変化を企業規模別にみると、48時間の比率が減少し、より短い時間の比率が増大しているのは、ほとんどの産業において、100人以上の中・大規模の企業に限られている。一方30～99人の企業ではほとんど変化がみられないか、あるいはむしろ48時間の比率が増大している。このような傾向は 第3-3図の木材・木製品の例に明瞭にみられ、また、36年までの調査結果によれば、繊維、化学など時間短縮の行なわれた産業でも同様の傾向がみられる。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (1) 労働時間

#### 5) 労働時間制度の動向

#### (ハ) 時間外労働の規制

最後に、時間外労働の規制の状況についてみると、労働協約または就業規則による時間外労働時間の限度の定めのある事業所の比率は、全般的に大幅な増加を示している(第3-10表)。また、法定有害業務以外の業務についての時間外労働の限度時間を労働基準法第36条の規定に基づく協定の協定内容についてみると、規模の大小を問わず、1日2時間未満とするものが増加している反面、4時間以上とするものが減少していて、長時間の時間外労働も一般に規制される傾向にあるといえよう(第3-11表)。

第3-10表 労働協約または就業規則による時間外労働時間の限度の定めのある事業所の比率

第3—10表 労働協約または就業規則による時間外労働時間の限度の定めのある事業所の比率  
(男子生産労働者)(調査事業所=100)  
(%)

産 業 ・ 年	法 定 有 害 業 務	そ の 他 業 務
食 料 品		
33年	2.9	22.6
37	22.2	34.3
木 材 ・ 木 製 品		
34年	—	28.0
37	30.8	37.9
パ ル プ ・ 紙		
33年	3.5	21.2
37	42.9	41.3
化 学		
34年	19.0	34.6
37	49.0	38.4
非 鉄 金 属		
34年	11.2	28.4
37	43.5	40.3
精 密 機 器		
33年	8.8	24.5
37	57.1	40.6

資料出所 労働省「労働時間制度調査」

第3-11表 労働基準法第36条の規定に基づく協定による1日当り時間外労働時間の限度別事業所構成

第3—11表 労働基準法第36条の規定に基づく協定による  
1日当り時間外労働時間の限度別事業所構成  
(協定ある事業所=100)

(%)

産業・年	企業規模計			1,000人以上			100~999人			30~99人		
	2時間 以下	2.01~ 4.00	4.01~	~2.00	2.01~ 4.00	4.01~	~2.00	2.01~ 4.00	4.01~	~2.00	2.01~ 4.00	4.01~
木材・木製品 34年	3.6	70.5	25.9	—	50.0	50.0	4.1	63.3	32.6	3.5	78.9	17.6
37	34.0	40.2	17.5	14.2	42.9	42.9	22.7	40.9	36.4	47.8	39.1	13.1
化学 34年	8.4	36.4	55.2	12.9	22.9	64.2	5.6	46.3	48.1	—	57.9	42.1
37	21.2	31.4	47.5	11.3	30.2	58.5	32.0	36.0	32.0	20.0	20.0	60.0
非鉄金属 34年	8.1	48.6	43.3	12.5	28.1	59.4	6.5	45.7	47.8	6.1	72.7	21.2
37	22.5	35.3	42.2	15.2	18.2	66.6	24.0	40.0	36.0	31.6	52.6	15.8
精密機器 33年	39.0	43.0	18.0	11.1	66.7	22.2	44.9	36.7	18.4	45.5	39.4	15.1
37	41.0	45.0	14.0	37.5	54.2	8.3	34.0	48.0	18.0	57.7	30.8	11.5

資料出所 「労働時間制度調査」

(注) 男子生産労働者、法定有害業務以外の業務につき労働基準法第36条の規定に  
基づく協定のある事業所の限度時間別構成比

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (2) 労働災害

##### 1) 景気調整下の労働災害

---

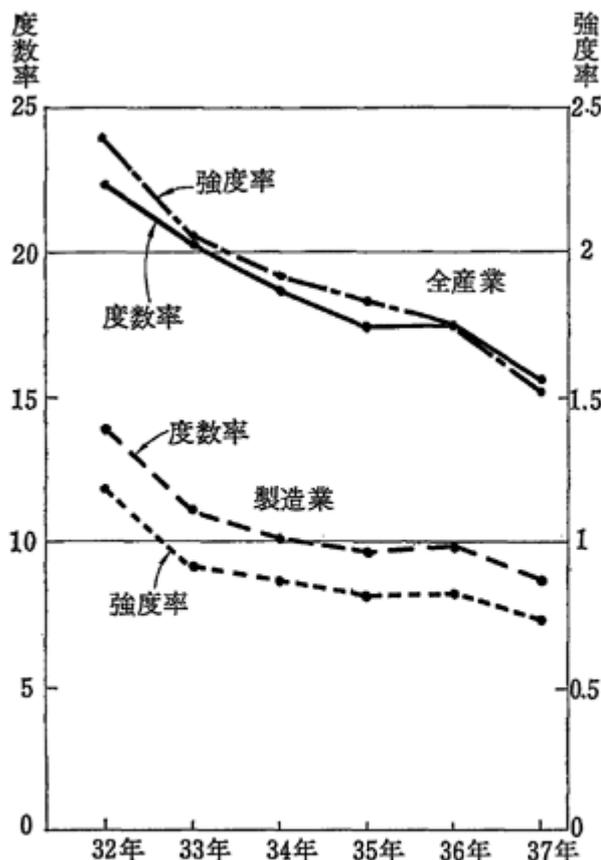
37年の労働災害は前年までの好況下の設備の合理化の影響や安全管理の浸透がずっといたうえ、景気調整の進展で生産活動が低下し、所定外労働時間の減少など労働の繁忙度が低下したため全般的に減少した。

37年における労働災害の第1の特徴は度数率が大幅な低下を示したことである(第3-4図)。

「毎月労働災害統計調査」(毎災)による37年の規模100人以上事業所における災害度数率は、全産業で、15.46と前年より11.1%の低下を示した。度数率は一般に景気調整期には転職の減少等にもなう不熟練労働者の相対的な縮小や労働負担の軽減などによって低下する傾向があり、前回の調整期にあたる33年にも9%とかなり大幅な低下を示したが、37年の減少率は30年の16.1%につぐ大きなものであった。また景気調整の影響が年後半に大きかったことを反映して度数率の低下も下期に大きかった。

第3-4図 労働災害率の推移

第3—4図 労働災害率の推移



資料出所 労働省「毎月労働災害統計調査」(年報告)

$$\text{度数率} = \frac{\text{災害発生件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000,000, \quad \text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000$$

なお「産業災害防止総合5カ年計画」の開始された前年にあたる32年からのすう勢的な動きとしてみると、度数率は32年の22.36から37年の15.46へと順調に低下してきているが、これは高性能の新鋭機械の導入や生産設備の合理化、改善が進んだことや安全設備の整備充実、安全管理体制の拡充、災害に関する知識の普及など安全についての施策が進んでいることを反映しているものと思われる。37年には、これらの事情に景気調整の影響が加わって度数率低下の度合いが—そう強まったといえよう。

第2の特徴は37年には災着の強度率も大幅な低下を示したことである。労働災害の強度率の動きをみると、37年には1.51と対前年12.7%の減少となっている。

このような強度率の低下は、災害の頻度が低下したことのほか、災害の程度が相対的に軽微になったことによるものである。すなわち、災害程度別にみた災害件数の構成比では被害の程度の軽い、休業1~7日の一時労働不能のウェイトが高まっている。死亡永久的障害のような被害の程度の高い災害も減少しており、死亡災害は規模100人以上で対前年13.7%減少、永久的障害(永久的労働不能および永久一部労働不能災害)は10%の減少で、32年に比較すると死亡は25%減、永久的障害は約32%の減少となっている。災害1件あたりの損失日数も前年に比べ1.7%減少し、32年に対しては8.3%の減少となっている。

労働基準局調べによる重大災害(1件につき死傷3人以上の災害)についてみても、自動車事故を除けば重大災害の発生件数は前年とほぼ同程度であり、これによる死傷者数は前年に比べ9.2%の減少となっている。

第3の特徴は37年における労働災害に若干の減少傾向がみられることである。

すなわち「災害月報」によると全産業における休業8日以上死傷災害件数は約47万件で前年(約48万件)に比べ約1万6千件(3.2%)減少した(第3-12表)。また「毎災」によって不休災害を除いた規模100人以上の事業所における災害発生件数をみると、減少の幅は約2万件(8.8%)で、33年以来の大幅な減少を示した。このような災害件数の減少は、景気調整の影響をつよくうけた製造業、運輸通信業および鉱業における減少

第3-12表 産業別死傷災害件数の推移

第3—12表 産業別死傷災害件数の推移 (件)

年	全産業	製 造 業 工 業	飲 業	建 設 業 事 業	運 輸 業 事 業	貨物取 扱事業	農 業 その他
災 害 件 数							
32年	398,190 (5,612)	143,329 (1,175)	54,788 (987)	103,926 (1,910)	20,356 (353)	36,152 (278)	39,639 (909)
33	401,760 (5,368)	135,075 (1,032)	61,262 (915)	112,185 (1,846)	20,120 (334)	30,211 (241)	42,907 (1,000)
34	435,017 (5,895)	149,394 (1,147)	59,200 (821)	122,306 (2,186)	21,649 (390)	35,817 (301)	46,651 (1,050)
35	468,139 (6,095)	166,952 (1,160)	5,9043 (920)	134,231 (2,302)	22,828 (403)	37,261 (359)	47,824 (951)
36	481,686 (6,712)	175,212 (1,351)	59,664 (923)	134,552 (2,652)	23,596 (401)	40,420 (385)	48,242 (1,000)
37	466,126 (6,093)	166,167 (1,097)	57,322 (823)	137,282 (2,458)	23,553 (464)	34,827 (347)	46,975 (904)
対前年増減数							
33年	3,570	△8,254	6,474	8,259	△236	△5,946	3,268
34	33,257	14,319	△2,062	10,121	1,529	5,606	3,744
35	33,122	17,558	△157	11,925	1,179	1,444	1,173
36	13,547	8,260	621	321	768	3,159	418
37	△15,560	△9,045	△2,342	2,730	△43	△5,593	△1,267

資料出所 労働省「災害月報」(年報告)

(注) 1) ( )内は死亡件数のうち数

2) 休業8日以上の災害

なお労働災害のうち業務上疾病の状況を「業務上疾病報告」によってみると、37年の発生件数は21,684件で、前年と比べて9.3%の増加となった。これを最近数年間における発生件数の推移でみると、第3-13表にみるとおり、35年、36年と減少をみたものの長期的にはやや増加の傾向が現われている。しかし、業務上疾病の発生件数を労働者総数と対比した発生率の推移でみると、こゝ数年間減少の傾向を示しており、37年においても、35年、36年にみられたほど大幅ではないが、やはりやや減少となっている。

第3-13表 業務上疾病の発生状況

第3—13表 業務上疾病の発生状況

年	業務上疾病件数	発生率
30年	17,097 件	1.46
31	17,056	1.43
32	17,022	1.32
33	19,023	1.36
34	22,761	1.55
35	21,621	1.33
36	19,839	1.07
37	21,684	1.04

資料出所 労働省「業務上疾病報告」

$$\text{注) 発生率} = \frac{\text{業務上疾病件数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

これを疾病別にみると、発生件数順に、負傷に起因する疾病5,982件(対前年9.2%増)熱傷・凍傷5,671件(同10.7%増)高熱・ガス・光線等による眼の疾患4,521件(同7.5%増)重激業務による運動器の疾患2,254件(同4.1%減)じん肺症641件(同44.4%増-35年とほぼ同数)となっており、以上の5種類の疾病が総数の88%と、従来同様、業務上疾病の大部分を占めた。また、重激業務による運動器の疾患を除き、いずれの疾病も、発生件数は前年のそれを上回った。これらのほか有害物使用にともなう中毒、皮膚炎などいわゆる職業病においては前年と比べて横ばいまたはやや増加となつたものが多い。業務上疾病件数がこのように漸増をたどっている原因としては、技術変化にともなう新たな有害業務の増加、有害業務に従事する労働者の増加、職業病に対する健康診断技術の向上などが考えられる。

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (2) 労働災害

##### 2) 産業別の動き

前項に述べた災害率の動きを産業別にみると技術変化や設備改善などの程度、景気調整の影響のちがいなどによつてかなり差異が現われている。

まず産業大分類別にみると「毎災」による災害件数はすべての産業において減少したが、度数率については第3-14表のように、石炭鉱業における増加を反映して、鉱業では前年につづき上昇しており、一方、建設業、製造業、運輸通信業、サービス業などではその低下が著しかった。製造業における度数率の低下が大きかったのは後に述べるように景気調整の影響が大きいと思われるが、運輸通信業(対前年13.5%減)についても、荷動きの鈍化に関連した運輸部門での減少(13.9%)によつて、サービス業においては鉄鋼不況を反映した屑鉄処理業の減少(34.2%)をはじめ、機械修理業(対前年15.9%減)、自動車修理業(対前年11.4%減)の減少などによつて、その度数率の低下が強まっている。林業や建設業は一応景気調整の局外にあったと思われるが、数年来の災害発生の減少傾向が37年もつづいた。

第3-14表 産業別災害度数率の推移

第3—14表 産業別災害度数率の推移

年	調査産業総数	林業	鉱業	建設業	製造業	運輸通信 その他の 公益事業	サービス業
度数率							
32年	22.36	21.65	73.45	42.97	13.95	16.20	15.30
33	20.29	25.80	80.98	37.69	11.11	13.65	16.77
34	18.71	25.15	80.05	33.26	10.16	13.65	18.28
35	17.43	22.10	83.92	27.88	9.70	13.14	17.09
36	17.40	23.27	93.51	26.53	9.87	14.27	19.19
37	15.46	21.49	99.71	22.71	8.69	12.37	16.01
対前年比	%	%	%	%	%	%	%
33年	90.7	119.2	110.3	87.7	79.6	84.3	109.6
34	92.2	97.5	98.9	88.2	91.4	100.0	109.0
35	93.2	87.9	104.8	83.8	95.5	96.3	93.5
36	99.8	105.3	111.4	91.6	101.8	108.6	112.3
37	88.9	92.4	106.6	89.0	88.0	86.7	83.4

資料出所 労働省「毎月労働災害統計調査」(年報告)

なお、産業別にみた強度率は、サービス業を除いて各産業とも低下を示している。労働災害による被害の程

度は偶然的な条件によって左右されることが多いが、調査対象の少ないサービス業においても数年間の動きをならしてみると強度率が高まる傾向はみられない(第3-15表)。

第3-15表 産業別災害強度率の推移

第3-15表 産業別災害強度率の推移

年	調査産業総数	林業	鉱業	建設業	製造業	運輸通信 その他の 公益事業	サービス業
強度率							
32年	2.38	3.02	8.00	6.87	1.19	1.60	1.05
33	2.05	3.42	7.17	5.92	0.92	1.50	1.61
34	1.91	2.71	7.05	5.94	0.87	1.40	1.41
35	1.83	2.78	7.70	5.44	0.81	1.44	1.90
36	1.73	2.57	7.55	5.02	0.82	1.50	1.53
37	1.51	2.49	7.42	4.22	0.72	1.38	1.86
対前年比	%	%	%	%	%	%	%
33年	86.1	113.2	89.6	86.2	77.3	93.8	153.3
34	93.2	79.2	98.3	100.3	94.6	93.3	87.6
35	95.8	102.6	109.2	91.6	93.1	102.9	134.8
36	94.5	92.4	98.1	92.3	101.2	104.2	80.5
37	87.3	96.9	98.3	84.1	87.8	92.0	121.6

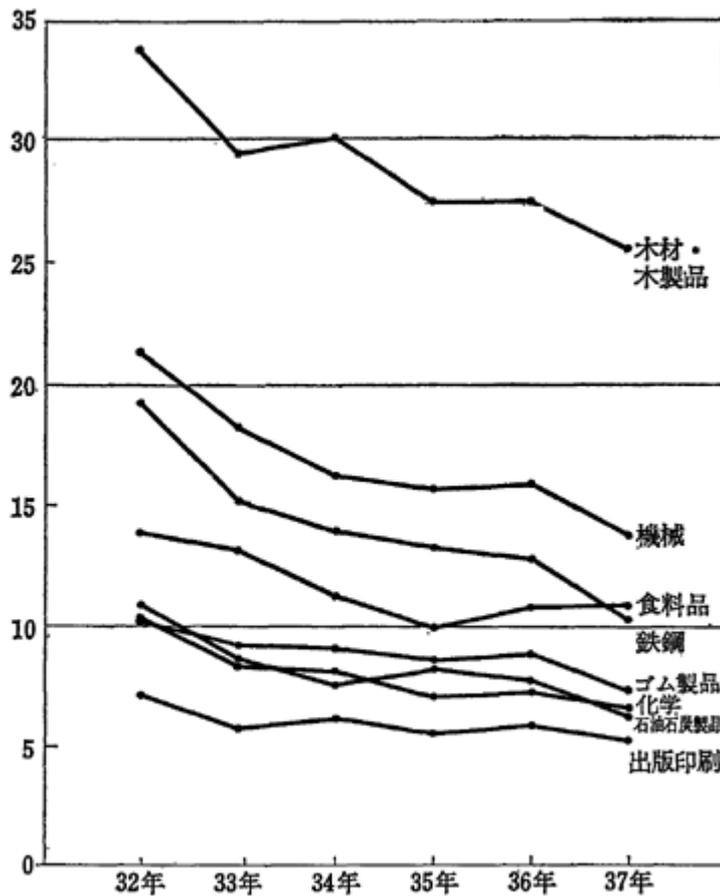
資料出所 労働省「毎月労働災害統計調査」(年報告)

つぎに、製造業中分類別の動きをみると、景気調整の影響の程度によって、度数率の低下にかなりの差があらわれている。すなわち、景気調整の影響の大きかった鉄鋼、非鉄金属、一般機械をはじめ、電気機器、輸送用機器、精密機器等ではいずれも件数の減少がみられ、度数率でも鉄鋼、輸送用機器、精密機器、石油石炭製品、ゴム製品では対前年約20%の減少、非鉄金属、一般機械でも減少幅は15%以上に及んだ。これに反し、消費関連産業部門においては一般消費の堅調に支えられて生産の活況が維持され、衣服が前年の2.14から3.32に増加したのをはじめ、たばこ、家具、皮革等は前年の水準を僅かながら上回っており、投資財関連部門の減少と対照的な動きを示している。

なお、産量別の動きを、やゞ長期的に32年と対比してみると、鉄鋼、機械石油石炭製品、電気機器などの産業では低下の幅が著しく、反面消費財関連産業では低下の程度が少なかった(第3-5図)。

第3-5図 製造業主要中分類別度数率の推移

第3—5図 製造業主要中分類別度数率の推移



資料出所 労働省「毎月労働災害統計調査」(年報告)

---

## 第2部 各論

### 3 労働時間と労働災害

#### (2) 労働災害

#### 3) 規模別の動き

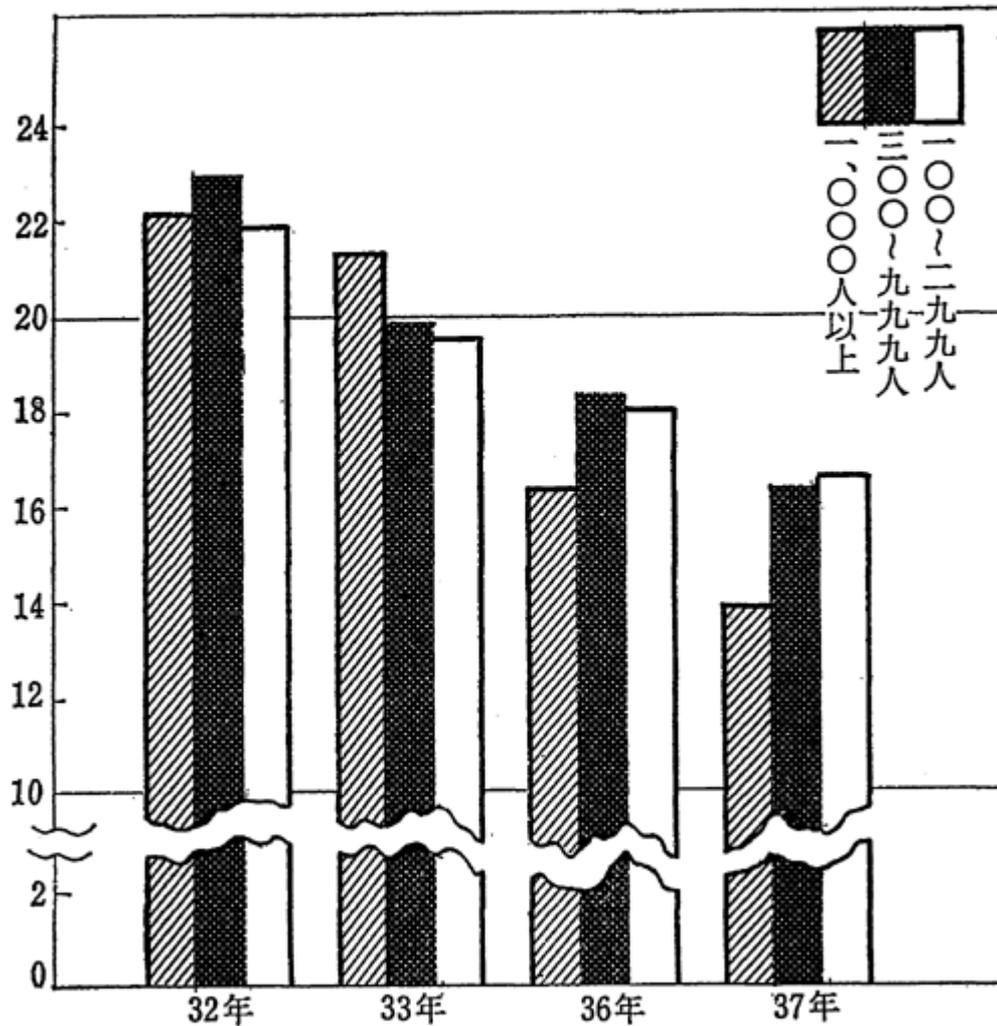
---

規模別にみた37年の労働災害の特徴は、各規模とも前年に比較して災害が減少したこと、また景気調整の影響を強くうけた大企業での低下がとくに著しかったことである。

37年の労働災害の規模別発生状況を「毎災」による規模100人以上の事業所について、1,000人以上(大規模)、300～999人(中規模、100～299人(小規模)の3規模に分けてみると、件数では大規模が12.8%と最も減少し、ついで小規模の7.1%減、中規模の5.9%減となっている。これを度数率で見ると、大規模(13.88)が対前年14.0%減、中規模(16.34)が10.7%減、小規模(16.63)が8.3%減と、とくに景気調整の影響を大きくうけた大企業での減少が著しかった。しかし、大企業ほどではないが、中小規模でも減少し、その低下率もこれまでにくらべて大きかった。とくに前年においては経営規模の急激な拡大などによって中規模以下では度数率が増加したのであるが、37年にはこの規模の災害度数率も低下し、調査開始以来最も低い率を記録した(第3-6図)。

#### 第3-6図 規模別度数率の推移

第3—6図 規模別度数率の推移（調査産業総数）



資料出所 労働省「毎月労働災害統計調査」（年報告）

以上のような規模別の動きにつき、観点をかえて格差としてみると、37年は前年よりさらに規模間の格差がひらく結果となっている。すなわち、大規模を100とした度数率の格差は中規模118、小規模120となり、32年のそれぞれ103および99、36年の113および118と比較してかなり大きくなっている。

製造業についても、第3-16表のように、同様の傾向がみとめられ、大規模を100とする格差では中規模が212.4で11.1ポイント、小規模が324.5で45.4ポイントの拡大となっている。

第3-16表 製造業規模別災害度数率の推移

第3—16表 製造業規模別災害度数率の推移

年	1,000人以上	300~999人	100~299人
32年	113.9 (100.0)	14.69 (129.0)	18.67 (163.9)
33	8.35 (100.0)	11.22 (134.4)	15.87 (190.1)
34	7.25 (100.0)	10.87 (149.9)	15.06 (207.7)
35	6.88 (100.0)	10.76 (156.4)	14.81 (215.3)
36	5.59 (100.0)	11.25 (201.3)	15.60 (279.1)
37	4.53 (100.0)	9.62 (212.4)	14.70 (324.5)

資料出所 労働省「毎月労働災害統計調査」(年報告)

④ ( )内の数字は1,000人以上の度数率を100とした各規模それぞれの格差を示す

このような災害率の格差拡大の動きはこゝ数年続いており、大企業における改善のテンポが、中小企業の改善テンポを上回っていることを示している。37年は、景気調整の影響もあって、大企業での改善がいっそう促進されたとみられ、これが格差拡大の結果となってあらわれている(第3-16表)。なお、労働基準局資料によって、100人未満事業所の災害の状況をみると、主要産業における休業8日以上死傷千人率(年間労働者千人当りの死傷件数)は、前年の38.1から34.1と前年につづいて順調な低下を示した。37年は、前記のように、100人以上の企業での災害率の低下は大きかったが、規模100人以上の事業所と100人未満の事業所における千人率の低下の程度はほぼ同じで、37年においてもこの分野で改善は著しかったといえよう。